

簡易総合評価方式評価項目一覧 【土木一式工事】 除算方式 工事名:〇〇〇〇

平成26年度 総合評価見直し試行(案)  
(予定価格7千万円以上1億5千万円未満)

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点		項目配点	項目配点	様式	備考
				区分	小項目配点				
地域精進度・貢献度	地域精進度	本店等所在地	〇〇地内	10	10	10	10	様式-2 様式-11	「本店及び建設業法上の主たる営業所」の所在地により評価します。
			上記以外の伊勢建設事務所管内	0					
	地域貢献度	公共施設美化活動実績	有	10	10	3	3	様式-3 様式-11	平成24年度または25年度における伊勢建設事務所発注の雪氷対策元請契約、平成24年度下半期～平成26年度下半期における伊勢建設事務所発注の小規模業務委託元請契約(舗装補修業務等は除く)のどちらかの実績の有無により評価します。 ※伊勢建設事務所発注の小規模業務委託には、土木系の小規模修繕業務委託の他、伊勢建設事務所発注の流域下水道管渠施設等小規模修繕業務委託も含まれます。
			無	0					
	地域貢献度	災害協定の評価	有	3	3	3	3	様式-3 様式-11	平成25年度または平成26年度における伊勢建設事務所管内の公共施設美化活動の活動実績の有無により評価します。 ・公共施設美化活動の活動実績の報告(届出)書の写しを提出してください。なお、貴社が美化活動に参加しているが、その活動の申請者でない場合は、美化活動の申請者による活動証明書(貴社の美化活動への参加が確認できるもの)も提出してください。 ・「公共施設美化活動」とは、三重県土木整備部が定める住民参加に係る事業(河川・海岸美化ボランティア活動推進事業、道路美化ボランティア活動助成事業、フラワーオアシス推進事業、ふれあいの道事業)を指します。
			無	0					
	地域貢献度	災害協定の1の実績	有	3	3	3	3	様式-3 様式-11	「災害協定1の実績」または「災害協定2の実績」の有無により評価します。 ・「災害協定1」とは、「伊勢建設事務所と締結した地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」をいいます。 ・「災害協定1の実績」は、「災害協定1」に基づいた緊急連絡体制ネットワーク確立のための伝達訓練への参加実績を指します。 なお、「災害協定1の実績」は、平成25年度または平成26年度の参加実績を対象とします。 (確認は、活動証明書の写しにより行います。)
			無	0					
	地域貢献度	災害協定の2の実績	有	1	3	3	3	様式-3 様式-11	「災害協定2」とは、「技術資料作成上の留意事項」に記載した、「伊勢建設事務所管内の市町との防災協定」又は「三重県との防災協定」をいいます。 ・「災害協定2の実績」は、「災害協定2」を締結している場合を指します。 なお、「災害協定2の実績」は、平成25年度または平成26年度の防災協定締結を対象とします。(対象期間以前の協定締結で、自動継続している協定は含まれます。)
			上記以外	0					
企業の能力等	社会貢献度	社会貢献度	左欄の①～④のうち、該当する項目数		10	10	99	様式-3 様式-11	下記の実績(認証取得)の該当項目数により評価します。 (次世代育成支援活動実績) 育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価します。 (確認は就業規則等の写しの提出により行います。)
			①～④のうち4項目の実績(認証取得)あり	10					
			①～④のうちいずれか3項目の実績(認証取得)あり	8					
			①～④のうちいずれか2項目の実績(認証取得)あり	6					
			①～④のうちいずれか1項目の実績(認証取得)あり	4					
			実績(認証取得)なし	0					
	社会貢献度	県内企業による施工	全て県内企業による施工	5	5	5	5	様式-3 様式-11	当該工事を貴社が受注した際、当該工場の施工について、直営及び下請負いにかかる工事のうち、建設業法上の建設工事を全て県内企業により行う場合に評価します。 ・県内企業とは、三重県内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する企業をさします。 ・当該評価項目の申請内容については、契約後、施工体制台帳、部分下請負通知書等により下請負者を確認します。
			上記以外	0					
	企業の技術力等	工事実績	評価対象工事の元請としての単独・JV構成員(出資比率20%以上に限る)工事実績	評価対象工事①の実績有り	20	20	20	様式-4 様式-11	三重県内で平成11年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる契約金額2千5百万円以上の評価対象工事の元請として、単独もしくはJV構成員(出資比率20%以上に限る)としての実績について評価します。 ・「評価対象工事①」とは、「〇〇工事」を指します。 ・「評価対象工事②」とは、「〇〇工事」を指します。
				評価対象工事②の実績有り	15				
上記以外又は実績なし				0					
工事成績		格付けに係る平均工事成績	加算点 計算式 = (平均工事成績点 - 75点) × 20/15		20	20	20	様式-3 様式-11	平成26年度格付けに係る平均工事成績点を評価基準に記載の計算式により評価します。 ・加算点は、小数点以下切り捨てとします。 ※工事成績がない場合は加算点0点とします。
			※90点以上の場合	20					
品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証(ISO9000S)	有	3	3	3	3	様式-3 様式-11	ISO9000Sの認証取得の有無により評価します。 (確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。)	
		無	0						
労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	有	5	5	5	5	様式-3 様式-11	労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む)に沿った取り組みの有無により評価します。(確認は、評価機関による評価証、適合証明書等の写しの提出により行います。)	
		無	0						
手持ち工事量	契約中の公共機関等発注の工事と1級技術者の数の比率	加算点 計算式 = [-12.5 × 手持ち工事量(J)] + 10		10	10	10	様式-5 様式-11	評価基準に記載の計算式により評価します。 ・申請時点において、契約中の契約金額2千5百万円以上の当該業種(土木一式工事)の公共機関等発注の工事件数と当該業種に係る1級技術者数の比率 = 手持ち工事量(J)	
		手持ち工事無しの場合	10						
技術者の能力	配置予定技術者の工事実績	配置予定技術者の主任(監理)技術者(専任)又は現場代理人としての工事実績	評価対象工事③の実績有り	20	20	20	様式-5 様式-11	配置予定技術者が元請として単独もしくはJV構成員(出資比率20%以上に限る)の主任(監理)技術者(専任)又は現場代理人として従事した工事のうち、契約金額2千5百万円以上の評価対象工事の実績について評価します。 ・「評価対象工事③」とは、「〇〇工事」を指します。 ・主任(監理)技術者としての実績については、平成11年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる評価対象工事を対象とします。なお、主任(監理)技術者としての実績とは、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。 また、現場代理人としての実績については、平成16年4月1日以降に発注され、同年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる評価対象工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した者(コリンズに登録されていた者)を対象とします。 ・主任(監理)技術者又は現場代理人として申請する場合に記載できる工事実績は、1件とし、コリンズに登録された公共機関等発注の工事に限り評価します。 ・工事実績は、原則として工事名及びコリンズに登録の工事概要により確認しますので、コリンズの写しを提出してください。ただし、コリンズの写しの提出により内容の確認が出来ない場合については、コリンズの写しに加え工事仕様書等別途判断できる資料を提出してください。 ※添付資料により判断出来ない場合は評価しません。	
			上記以外又は実績なし	0					
	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取組実績	換算後の単位数の合計が推奨単位以上	5	5	5	5	様式-5 様式-11	配置予定技術者が建設系CPD協議会加盟団体(建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む)で証明、認定されたCPD単位の取得状況により評価します。 (確認は加盟団体が発行した、学習履歴証明書の写しの提出により行います。)
			換算後の単位数の合計が推奨単位の1/2以上	3					
上記以外			換算後の単位数の合計が推奨単位の1/2未満	0	5	5	5	5	
			上記以外	0					
技術提案等	特記課題	施工上留意すべき課題と対策	注)1項目あたりの評価基準・加算点		60	60	様式-6-1 様式-6-2		
			極めて優れている	20					
			優れている	15					
			良好である	10					
			概ね良好である	5					
上記以外	0								
ヒアリング	ヒアリング	配置予定技術者の工事監理能力等	優れている	20	20	20	-	配置予定技術者に対してヒアリングを行い、工事監理能力について評価します。 ※配置予定技術者がヒアリングに出席出来ない場合は評価しません。	
			概ね優れている	15					
			良好である	10					
			概ね良好である	5					
			上記以外	0					
総合評価方式に係る技術提案の不実行件数による減点				この工事の公告日が、三重県が総合評価方式で発注した工事でも不実行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案等履行確定通知書」に記載した減点を行います。	△ 加算点 減点 × 1割 × 件数	204	※技術提案の作成にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を必ず確認してください。		
<p>本件工事で技術提案又は施工体制確認資料に記載の内容について、不実行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件(以下「発注工事」という。))において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。 また、本件工事完成年度に複数の工事で不実行があった場合は、不実行工事数に応じて減点します。 なお、貴社が特定JV又は経常JVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。 (例) 本件工事完成年度に不実行工事が2件あった場合の翌年度の取り扱い 発注工事の加算点満点がA点の場合、減点は : A点 × 1割 × 前年度不実行工事 2件 = △0.2A点 発注工事の貴社の加算点がB点の場合、減点は : (B - 0.2A) 点となる。</p>									

【ご案内】 下記アドレスにおいて、評価項目添付資料についての参考資料を掲載しておりますので参考してください。  
<http://www.prefmie.lg.jp/nyukan/oshirase.asp> (「総合評価方式による入札での評価項目添付資料について」参照)